

輸送の安全目標

アサヒ観光株式会社

重大事故

人身事故

物損

平成
25年度

目標 0 件 実績 0 件

目標 0 件 実績 0 件

目標 0 件 実績 4 件

H25.04.07 バンパー破損 H25.07.27 バンパー破損

H25.09.08 バンパー破損 H25.12.13 バンパー破損

平成
26年度

目標 0 件 実績 0 件

目標 0 件 実績 0 件

目標 0 件 実績 0 件

自動車事故報告規制第2条

1. 自動車転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両を衝突若しくは接触したもの。
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。
3. 死者又は重傷者(14日以上入院を要する傷害で、医師の治療期間が30日以上のもの。)を生じたもの。
4. 10人以上の負傷者を生じたもの。
5. 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの。
 - ① 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ② 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ③ 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - ④ 原子力基本法第3条第2項に規定する核燃料物質及びそれらによって汚染された物
 - ⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ⑥ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ⑦ 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの。
7. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの。
8. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
9. 救護義務違反があったもの。
10. 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの(乗務員以外の者の修理等により運行を再開したものも含む。)
11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
12. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。
13. 高速道路等において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
14. 上記に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて指示したもの。